

制定 令和4年4月3日

## 秋篠台自治会慶弔内規

本内規は、秋篠台自治会会則（以下、会則という。）に定める慶弔対応に関する取り決めを規定する。

- 1 会則第20項に定める出産祝金については、別記様式による会員の申請によるものとし、金額は5,000円とする。
- 2 会則第21項に定める弔慰金の額は、5,000円とする。また、セレミューズ秋篠において葬儀を執り行う場合、弔慰金に加え、供花を送るものとする（家族葬を除く）。  
※ 供花は自治会員であることを伝えれば、無料で手配してくれる。
- 3 本内規は、役員会の議決により、変更することができる。変更した際は、変更内容を会員に周知するものとする。

### 附則

- (1) 令和4年4月1日より施行する。